

丸ごと一冊 「図解」節税入門

暮らし、家の売買、相続、株式の取引……。私たちの日常生活には、税が深くかかわっている。本特集は、わかりにくい税の仕組みをタイプ別、分野別に整理し、知らないで損する節税術も盛りだくさん。税に関心がある人、少しでも節税したい人たちは参考にしていきたい。



増税時代に入りました！	30
配偶者特別控除の廃止が一般サラリーマン世帯を直撃	
サラリーマン編	32
高所得サラリーマン／一般サラリーマン	
自営業者編	37
個人事業主vs法人化 外資証券マン／不動産賃貸業／法人事業主 個人経営の医師	
暮らし・レジャー編	46
無収入の親族がいる 共働き世帯 母子・父子家庭 温泉によく行く人 寄付をした人 災害や盗難に遭った クルマの購入者 ゴルフ会員権	
不動産編	52
住宅の購入者 家を売って損が出た人 保証債務の履行 借地関係の解消 事業用資産の買換え	
こんな税理士はいらない 税理士・経営コンサルタント 松木昭和	57
相続・贈与編	60
相続税のイロハ 相続税が払えない人 相続税が戻ってくる！ 不動産を相続した人 賃貸物件の保有者 親が資産家で太っ腹 結婚して20年以上 会社を相続する	
保険編	69
個人編 法人編 相続対策編	
証券編	74
株で損が出た人 株で利益が出た人 タンス株がある人 含み益がある人	
税務調査マニュアル 調査は現場のサジ加減 嘘をかきせるOB税理士	78
突撃レポート 冤罪だった「脱税日本」 国家権力との10年間の死闘	80

週刊ダイヤモンド

2004年10月30日号

「節税入門特集号」の

サラリーマン編を執筆しています

元森公認会計士事務所

公認会計士・税理士

(LEC会計大学院教授)

元森 俊雄

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町1-103

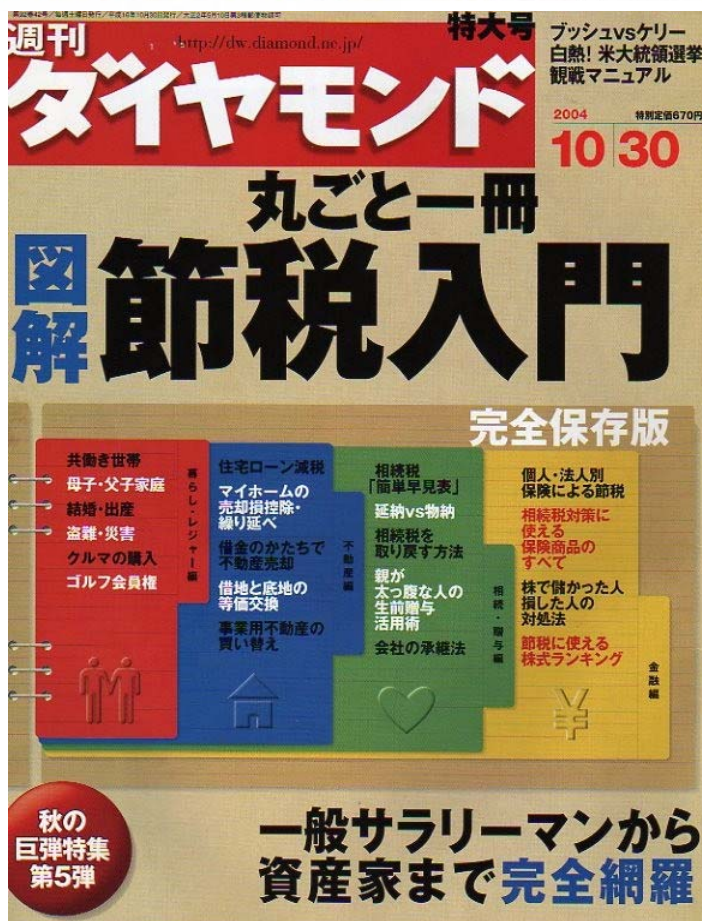
東京パークタワー 501号

TEL 03 (5283) 2100

FAX 03 (5283) 2525

ホームページ

<http://www.tmic.co.jp>



サラリーマン編



「給与の段階で税金を引かれているから関係ない」——そう考えているサラリーマンも多いだろう。しかし、これから紹介する方法を使えば無頓着ではいられなくなる。ほんの少しの手間を惜しまなければ、意外と節税できるからだ。

(文・監修／公認会計士・元森俊雄)

高所得サラリーマン

借り上げ社宅にコンサル契約 少しの工夫で大きく節税

都内の上場企業に勤める鈴木秀喜さん(仮名)の元に突然電話がかかってきたのは、今年の夏のことだった。

「ある外資系企業が鈴木さんに来てほしいと言っています。ポストと収入は約束するということが、考えてもらえませんか」

電話の主は、某ヘッドハンティング会社の担当者。年収二五〇〇万円で転職しないかという打診だった。

二年前から給与がカットされ、不満を感じていた鈴木さん。仕事のやり甲斐はもちろん、その収入の高さに引かれ、悩んだすえに転

職を決意した。

一カ月後。転職先の人事担当者から、入社に際してのレクチャーを受けた鈴木さんは驚いた。「給与の受け取り方はどうしますか? 二つのなかから選んでください」と言われたからだ。

それまで国内企業にしか勤めたことがなかった鈴木さんにとって、何のことを言っているのかわからなかった。

担当者の説明はこうだ。一つ目は全額を給与として受け取る方法、そしてもう一つが借り上げ社宅を利用する方法だ。

「どちらが得なんですか?」。鈴木

さんの問いかけに、担当者は間髪を入れず「借り上げ社宅制度を利用すれば、年間二二万円の節税効果がありますよ」と笑った。

な ぜ、そんなに大きな差が出るのか。その秘密は「課税所得」にある。

普段、給与を支給される際に税金をすべて徴収されている多くのサラリーマンにとっては、耳なれない言葉だろう。課税所得とは、所得税の計算時において使われる言葉だ。そこでまず初めに、所得税の計算プロセスを見ることがしよう。

三三六の上段の図を参照してほしい。これは全額を給与収入で受け取るケースで、一般的な方法だ。

月給と賞与の合計、つまり給与収入を、鈴木さんを例にとって二五〇〇万円と仮定する。これから「給与所得控除」を差し引く。給与所得控除とは、事業にたとえるな

ら「経費」のようなもので、これを差し引いたものが「給与所得」と呼ばれる。

この給与所得から、社会保険料控除や各種保険料控除、それに配偶者控除や扶養家族控除など、「所得控除」を引いた「課税所得」に税率をかけたものが所得税となるのだ。

つまり、給与所得控除の計算の基になる給与収入がほかの収入形態に変われば、課税所得も少なくなり、最終的に払う所得税も少なくなるというわけだ。

収入変えずに節税できる 借り上げ社宅制度の活用

そこで鈴木さんの例に戻る。会社側の提案は、年間家賃六〇〇万円の賃貸マンションを借り上げ、鈴木さんに社宅として貸与。一〇〇万円を給与から天引きするとい



借り上げ社宅制度を活用すると212万円の節税に

(単位:万円)

対策前

給与収入
2,500

給与所得控除
295

所得控除
308

課税所得
1,897

税金

所得税 428

+

住民税 212

||

640

212万円の節税

対策後

給与収入
2,000

借り上げ社宅
500
会社負担 600
給与天引き ▲100

給与所得控除
270

所得控除
308

課税所得
1,422

税金

所得税 280

+

住民税 150

||

428

■給与所得控除

給与収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円
162.5万円超～180万円以下	給与収入×40%
180万円超～360万円以下	給与収入×30%+18万円
360万円超～660万円以下	給与収入×20%+54万円
660万円超～1000万円以下	給与収入×10%+120万円
1000万円超～	給与収入×5%+170万円

*所得控除とは、基礎控除をはじめ扶養控除や社会保険料控除などの合計。ここでは平均的な308万円と想定。また、借り上げ社宅で本人負担がゼロ、あるいはおおむね15%程度を下回った場合には、会社負担分が給与認定されるので注意が必要

■所得税と住民税の合算税率

課税所得金額	税率			控除額
	所得税	住民税	合計	
200万円以下	10%	5%	15%	
200万円超～330万円以下	10%	10%	20%	10万円
330万円超～700万円以下	20%	10%	30%	43万円
700万円超～900万円以下	20%	13%	33%	64万円
900万円超～1800万円以下	30%	13%	43%	154万円
1800万円超～	37%	13%	50%	280万円

*扶養控除の算出方法が所得税と住民税とで若干違うが、簡便的に計算するうえでは、大差は生じない。所得税、住民税共に定率減税措置があるため、算出した額から、所得税が25万円、住民税が4万円を上限に差し引かれる

青色申告に目をつけた コンサルティング利用法

外資系企業に勤めているような高所得のサラリーマンには、リスクこそ高いものの、節税の方法はほかにもある。

その一つが、会社の正社員としての雇用契約を結ぶのではなく、コンサルティング契約を結ぶという方法だ。

会社から給与を受け取るのではなく、コンサルティング報酬として受け取れば、その収入はプロ野

うもの。自ら家賃を払うのか、会社が払うのかを別にすれば、トータル収入は二五〇〇万円が変わらない。

しかし、給与収入が五〇〇万円減ったぶん、給与所得控除は二五万円(計算方法は上図の下段左の表参照)、所得控除を差し引いた課税所得で四七五万円の差が出る。

これに基づき所得税、住民税を計算すると(同右の表参照)、なんと二二万円の節税となるのだ。

ただし、注意も必要。いくら節税になるとはいえ、給与から天引きされる金額が大きいため、住宅にかかる実質的な費用は三〇〇万円以上と高額になる。将来、安定した高額の収入が得られるかどうか、よく考える必要もあるだろう。

球選手同様、所得税上は「事業所得」となり、「青色申告制度」が利用できるのだ。

青色申告とは、帳簿を自らつけるか、税理士に頼むなどすれば、税制上の特典が受けられるというもの。

これを利用すれば、青色申告特別控除として六五万円(二〇〇五年から)を収入から自動的に差し引けるし、コンサルティングに関連した諸経費を計上できるほか、自宅などの維持費の一部まで経費計上できるのだ。普通のサラリーマンが給与所得控除額しか認められないのとは対照的だ。

四つの図を参照してほしい。上段が正社員として会社から給与を受け取る一般的な場合。中段がコンサルティング契約に切り替えた場合だ。

図中の給与所得控除に相当する費用等合計の部分に注目していただきたい(諸経費を四三三万円と仮定)。青色申告特別控除で六五万円、諸経費で四三三万円が控除できる。さらに妻の専従者給与も計上できるので、課税所得の範囲内(詳細は三五ページの表参照)である一〇三万円を給与として支払えば、合計六〇〇万円が控除できる。

正社員として給与を受け取った場合と比べれば、その差は三〇五

給与の受け取り方法を変えることで節税に

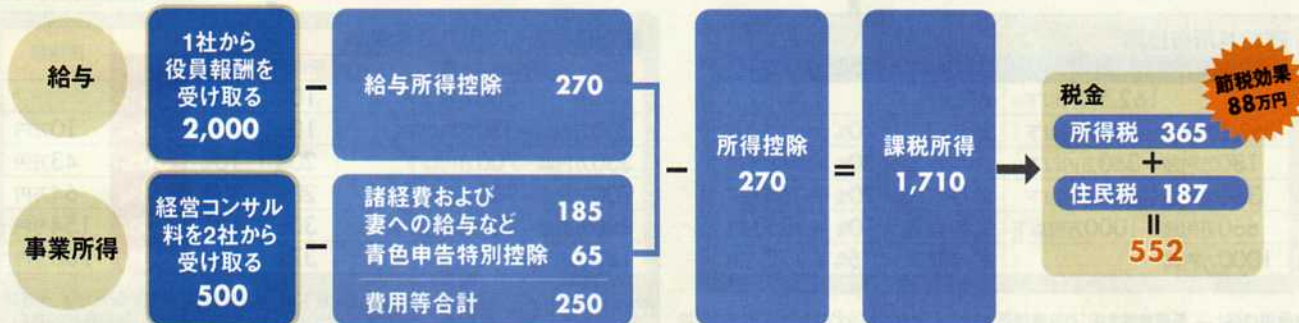
対策前



対策1 すべてをコンサルティング契約に



対策2 一部をコンサルティング契約に



*自宅を本社所在地とする資本金300万円の有限会社を設立、妻を代表者に、自分も取締役役に就任したと設定。
妻の報酬が扶養家族の範囲を超えた場合には、実際に業務に従事しているという実態が必要になるので注意

万円。これから所得控除などを差し引くと、なんと一二三万円もの節税となる。

とはいえ、この方法はリスクも高いから注意が必要。というのも、コンサルティング契約の場合、正社員とは違って身分保障はないに等しく、いつでも契約を打ち切られる可能性があるからだ。

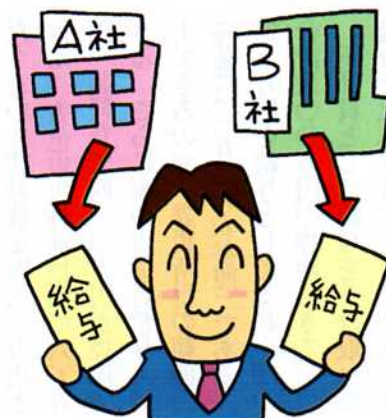
また、税務調査が入った場合に、実質的には会社との雇用契約だと思なされる可能性がゼロではないことも気をつけていただきたい。

リスクを少しでも軽減しようと思えば、複数の会社で役員を務めているような人に有効な方法がある。コンサルティング契約を利用するという考え方は先ほどと一緒。ただし、一部は給与所得としてもらうのである。

役員報酬は所得税上、「給与所得」に該当。年収が一〇〇万円を超えると、給与所得控除はわずか5%しか受けられないばかりか、税率も高くなる。

しかし、その一部でもコンサルティング契約にすれば、事業所得に該当するので、青色申告制度が使えるようになるのだ。

たとえば、昨年まで二つの企業で役員を務めていた石井慈利さん(仮名)。このたび新たに二社から顧問への就任を依頼された。二社



からの報酬は年間五〇〇万円だ。

この二社分をコンサルティング契約にし、コンサルティング報酬を受けることにすれば(上図の下の参照)、青色申告特別控除に加え、諸経費なども控除対象となる。

こうした対策を採ることにより、最低でも役員の任期である二年間は身分保障もあつて、年間で八八万円の節税もできることになる。

このほか、詳細は後ほど紹介するが(四〇ページ参照)、高所得のサラリーマンにはプチカンパニーを設立して利用する方法なども残されている。

確かに青色申告制度などを利用するとすれば、自ら帳簿をつけたら、税理士に頼んだりしなければならぬなど、面倒な部分も多い。しかし、年間一〇〇万円前後が節税できるとすれば、使わない手はない。

一般サラリーマン

配偶者控除の得する使い方 副収入の源泉税は申告で還付

所得税の世界には、「とう・ごう・さん・ぴん」という、なんとも不思議な言葉がある。

これは、所得の一〇割が税務署に捕捉されるサラリーマンに対し、自営業者は五割、農家は三割、政治家は一割しか捕捉されないという現状を揶揄した言葉だ。

源泉徴収制度の下でサラリーマンの税金はすべて捕捉される。それゆえに税に関心がないという読者も多いだろう。とはいえ、無頓着は禁物。少し気をつかえば、返ってくることさえあるのだから。

たとえば、これから妻がパート



サラリーマン編

で働こうと考えている世帯は、妻の収入に注意するとい。

まず、妻の年収が一〇三万円以下ならば給与所得控除の六五万円、基礎控除の三八万円を差し引くと課税所得はゼロになるので、妻の所得税はかからない。

もし一〇三万円を超えたとしても、年収一二〇万円程度であれば、所得税と住民税合わせて二万七〇〇〇円程度しかかからないから、たいした額ではない。

しかし、夫の税金は変わってくるから注意が必要。なぜなら一〇三万円を超えると「配偶者控除」が使えなくなるからだ。

また、夫の勤務先に扶養家族手当制度があつて、その対象者が「所得税上の配偶者控除該当者に限る」という規定がある場合には、それも受けられなくなるから、まさにダブルパンチとなる。

さらに妻の年収が一三〇万円以上になると、妻にも国民年金への加入義務が生じるので、収入を一

〇三万円以下に抑えられるような勤め先を探すのがお勧めだ。



副収入の存在を隠すには「普通徴収」を選択

給与だけでは足りない、原稿を書くなど副収入（雑所得）がある人に有効なのは「確定申告」だ。受け取る際に差し引かれる一〇%の源泉税が還付されるケースがあるからだ。

本来であれば、原稿料などから取材費などの諸経費を差し引いた額が、二〇万円以下であれば確定申告する必要はない。

たとえば、原稿料が五〇万円、取材費や資料費など、諸経費で四〇万円かかったとすれば雑所得は一〇万円となり、二〇万円以下なので確定申告の必要はない。

しかし、たとえば課税所得が九〇〇万円だとすると、限界税率は

妻の年収は103万円以下にしたほうがお得

給与収入金額 (年間のパート収入)	妻本人の税金		夫の所得税の扱い		妻本人の 国民年金 加入義務
	所得税	住民税	配偶者 控除	配偶者 特別控除	
100万円以下	非課税	非課税	○	○	×
100万円超～103万円以下	非課税	課税	○	○	×
103万円超～130万円未満	課税	課税	×	○	×
130万円以上～141万円未満	課税	課税	×	○	○
141万円以上～	課税	課税	×	×	○

*制度適用がある場合は○、ない場合は×で表示

三〇%（所得税二〇%＋住民税一〇%）なので、雑所得二〇万円に對する税金は三万円となる。

一方で源泉税は一〇%で五万円つまり確定申告すれば、五万円から三万円を引いた二万円が還付されてくるというわけだ。

また、勤務先に副収入の存在を知られたくない場合には、住民税について「特別徴収」ではなく「普通徴収」を選び、自分で税金を納めると大丈夫だ。

退

職金で住宅ローンを返済しようと考えている読者も多いだろう。そのときに気になるのが、退職金の手取り額。その計算方法を知っていると、今後の計画も立てやすい。

退職金（退職所得）は、ほかの所得と区別して課税される「分離課税方式」が採用されている。そのため、多少、計算方法がややこしい。

まず、下表①を見ていただきたい。これが、退職金にかかる所得税と住民税の計算方法だ。その際に差し引く退職所得控除は、勤続年数が2年以下の場合、2年から20年未満の場合、そして20年以上の場合と、三段階に分けて計算される（同表②）。ただし、1年未満の端数がある場合には1年に切り上げる。

こうした計算式ではじ

き出した所得税と住民税を、退職金を一〇〇万円×勤続年数と仮定してシミュレーションしてみた（同表③）。

この表を見てわかるように、よほど多額の退職金をもらわない限り、退職金にかかる税金はわずか

転職・退職時にはここに注意！ 再就職の有無で大きな違い

だから安心してほしい。

すぐに再就職しなければ 確定申告で還付の可能性

しかし、転職や退職後に再就職する際の手続きは煩雑だ。サラリーマンの場合、所得税はその年の月々の給与から天引きされ、一二月の年末調整で差額が調整されて完結する。一方の住民税は、翌年の六月から翌々年の五月までの給与から天引きされるという、「時間差」があるためだ。

退

職後、いつ再就職するかによって手続きの方法は変わってくる。ここでは、今年一〇月に退職した人のケースで考えてみよう。

まず、今年中に再就職する場合。基本的に再就職先に前職の源泉徴収票を提出すると、再就職先の給与と合算して年末調整してもらえるので、自分で手続きする必要はない。

しかし、前職での給与額などを知られたくない場合には、自ら確定申告しなければならない。その際には、前職と再就職先の二社の源泉徴収票を合算して申告する必

要がある。ただし、そんなに難しくないので、税務署の窓口で相談すればできるだろう。

一方、今年中に再就職しない場合は、確定申告の必要がある。しかし、一月と二月は所得がないので所得税の一部が還付される可能性が高い。

住民税に関しては、前述のとおり遅れての徴収になり、二〇〇三年の所得に関するものが一月から来年五月までの七ヵ月分残っていることになる。これを一括して

払うか、もしくは三ヵ月ごとの分割を選択して払う必要がある。

今年の所得に関しては、来年六月頃通知がくる。この際に、再就職先が決まっていた場合、通知書を会社提出さえすれば給与天引き扱いにしてくれる。

ただし、通知が届いたときに、「役所の間違いだ」と放置すると、延滞金に加算されてしまうので気をつけていただきたい。

（元森俊雄公認会計士の連絡先は <http://www.tmic.co.jp/>）

退職金にかかる税金シミュレーション

① 退職金にかかる税金の計算方法

	退職所得	税金の計算方法
所得税	(退職金－退職所得控除額)×1/2	通常の税率表を適用
住民税	退職金－退職所得控除額	退職所得用の税額表を適用

② 退職所得控除の計算方法

勤続年数	退職所得控除額
2年以下	80万円
2年から20年未満	40万円×勤続年数
20年以上	70万円×(勤続年数－20年)＋800万円

*勤続年数に1年未満の端数がある場合は1年に切り上げる

③ 勤続年数別シミュレーション

勤続年数 (年)	退職金 (万円)	退職所得 控除額 (万円)	所得税の計算		住民税の計算		税金計 ①＋② (万円)
			退職所得 (万円)	所得税① (万円)	退職所得 (万円)	住民税② (万円)	
5	500	200	150	15.0	300	6.8	21.8
10	1,000	400	300	30.0	600	18.0	48.0
20	2,000	800	600	87.0	1,200	45.0	132.0
30	3,000	1,500	750	117.0	1,500	59.9	176.9
40	4,000	2,200	900	147.0	1,800	77.4	224.4